

市会議案第3号

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書

上記の議案を提出する。

令和4年3月23日提出

吹田市議会議員 馬場慶次郎

同 高村 将敏

同 山根 建人

同 玉井美樹子

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書  
(案)

文書通信交通滞在費（以下「文通費」という。）は、国会法第38条、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定によって定められ、衆参両院の国会議員は、歳費とは別に月額100万円の支給を受けている。その趣旨として、国会法では、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のためと規定されているが、現在、インターネットの普及などにより、情報通信に係る環境が制度創設時とは大きく変化していることなどに鑑みると、制度の目的や金額の根拠、経費の内容などの再検討が必要である。

また、文通費には日割り支給の規定や目的外使用への罰則はなく、領収書の添付や使途の報告も免除されている。また滞在費と称しながら、都内在住の議員に対しても同額が支給されているなど、合理的説明が困難な事項が複数に上り、これらに対し検討が求められている。

国会議員関係政治団体においては、2009年（平成21年）から少額領収書等の開示手続制度が創設され、1円以上の支出に係る領収書等の写しの開示が義務付けられている。税金で賄われているという共通点に鑑みれば、文通費についても、使途報告書と領収書の提出を義務付けるとともに、これらを公開すべきである。

昨年末の臨時国会では与野党の主張が折り合わず、文通費に係る法改正は見送られたが、その後、文書通信交通滞在費（文通費）の見直しに関する協議会などで議論が行われている。国権の最高機関を構成する国会議員たる者、国民からあらぬ誤解や疑念を持たれぬよう、早急に国民への説明責任を果たさなければならず、今国会中の法改正が求められる。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、今国会中に、文通費の目的、金額を現在の社会情勢に合わせたものにするとともに、新たに返納と使途公開のルールを加えるなどして、国民の納得が得られるよう、文通費制度の抜本的見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日

吹 田 市 議 会